八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　平尾 道夫
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　26,700
定価　1部5円

文化の日に表彰式

文化・体育・市政功労者

教委でも二氏四団体に

菊花かおる十一月三日の文化の日を記念して当市ではこの日午前十時から議事堂で古文書研究に功労のあつた八尾高校教論沢井浩三氏など五十三氏（うち団体十一）に対して表彰式を行い、脇田市長から表彰状（感謝状）と記念品が贈られ、それぞれの分野に貢献された各氏の尽力をたたえました。

なお、この日教育委員会でも別掲の通り二氏と体育四団体に表彰状が贈られました。

表彰状を受ける沢井浩三氏

被表彰者名（敬称略）

▽文化表彰

沢井浩三（三津）

古文書研究を通じて郷土史学の発展に貢献し、その業績は非常に大きい。

川島浪夫（山本）

高純度アルミニユームの再結晶温度に関する研究で、産業経済振興に貢献された業績は誠に大きい。

和田歳一（成法寺）

日曜画家の会を主催、困難な会の運営に家族をあげて努力し、芸術振興に貢献した功績は非常に大きい。

▽体育表彰

植松鉱吉（山本）

当市体育連盟会長として常に率先し健全な社会体育向上に寄与された功績は大きい。

（感謝状）**山下信太郎**（神宮寺）

西岡三四郎（西郷）

沢井浩三（三津）

市史編さんの大業を完遂、郷土文化の発展に寄与された業績は極めて大きい。

▽一般表彰

自治振興委員　大饗栄次郎　永谷末次郎　加仲留吉

民生委員　阿尾義治　高井才松　木村鉄　富田栄太郎　植村清三郎

保護司　尾野田秀麿

農政　北川正信　前田竹雄　辻村治三郎　奥田喜寿郎

税政　篠崎兼二

納税貯蓄組合　八尾商業納税貯蓄組合　太田西川町納税貯蓄組合　太田北町納税貯蓄組合　沼納税貯蓄組合　北木ノ本納税貯蓄組合　西郡新家納税貯蓄組合

消防　稲田吉治

商工　喜多芳太郎

統計調査員　古本清次郎　吉田勝

青少年指導員　本多淳信　角倉俊一　角田礼三

（感謝状）久宝寺地区青少年指導員協議会

未亡人会　大平わか

篤行者　西村徳五郎　久保初子　林茂野

衛生（感謝状）八尾市助産婦会

土木（同）八尾南栄町町会

（感謝状）楽音寺青年団

災害救助（感謝状）赤十字奉仕団竹渕連合分団

▽優良職員表彰

建築課　西田亀次
病院　安原敬治
徴税課　石田一雄
衛生課　小路末吉
税務課　西川実
福祉事務所　酒井源義
農林課　中沢平次
志紀出張所　中野勇
土木課　伊藤勝祥
南高安出張所　竹田浅太郎
衛生課　桝田重一

教育委員会表彰

山本幼稚園　教論　**阿部正子**

創立以来二十年間勤続、然も一日の欠勤もなく困難な幼児教育に尽粋した功労は極めて大きい

成法中学校三年生　**橋本禮夫**

今年五月府民体育祭中学の部で三段跳で大会新記録（十一・九八メートル）を樹立した。

竜華中学校　野球部
南高安中学校　女子ソフトボール部
成法中学校　野球クラブ
八尾中学校　ソフトボール部

職業訓練指導員免許試験

大阪府では、第一回の職業訓練指導員免許試験を十一月二十日に行います。これは職業訓練法が施行になり、今後公共職業訓練を担当する指導員は労働大臣の免許が要ることになつたため行われるものです。試験は機械工、仕上工、板金工、自動車整備工の四職種について十一月二十日に学科試験が、府立淀川職業訓練所で、二十一日から三十日までの間に実技試験が淀川、堺職業訓練所で行われます。受験される方は十一月十日までに府の労働部職業訓練課へお申込下さい。

診察時間変更

市立病院

十一月一日から市立病院の診察時間がつぎの通り変更しています。

平日　午前九時三十分から午後二時三十分まで
土曜日　午前九時三十分から正午まで
休診日　日曜、祝祭日

人権擁護相談

とき　十一月十九日（二時−四時）
ところ　八尾市役所

人権を犯されてお困りになつておられる方はご相談において下さい。

相談内容の秘密は固く守ります。

声

市役所の裏通りを明るく

【問】市役所の増築に伴つて裏門に大きな扉がつくられたが、このため裏通りが暗く、婦女子の通行があぶなくなつた。防犯上ぜひ裏通りに外灯を設けられるようお願いする。（八尾第一、第三地区）

【答】裏扉への外灯設置は増築工事完成と同時に点灯の計画でしたが、工事及び関配からの配電の都合で少し遅れました。付近通行者の皆様には大変ご迷惑をお掛けしましたが、このほど工事も完了、扉の両端と中間に四灯の螢光灯を設置し、去る十月二十八日から点灯しています。（建築課）

危険家屋居住者へ住宅のあつせんを

【問】現在住んでいる家が危険家屋に指定され、立退の勧告をうけたので早速府営住宅の入居申込みをしたところ寝屋川市の住宅しか入居できないという返事だつた。職種上現在の土地を離れることは非常に不利なので、近所にある府営住宅に入りたいができないものだろうか。（一市民）

【答】大阪府では災害防除の見地から危険家屋については除却の勧告又は命令をだしていますが、その際に危険家屋居住者のうち転居先にお困りの方に対しては住宅のあつせんをしています。

その住宅は府営木造の二種住宅（約一〇坪位のもの）に限つて、毎年その年度に建つた住宅へあつせんすることになつています。今年度建設される木造二種住宅は現在寝屋川市に建つたものだけしかありません。お申越しの近くの府営住宅はすべて一種住宅です。八尾市近郊をどうしても望まれるのでしたら将来近くに二種住宅が建設されるまで待つていただかねばなりませんが、その際にはできるだけ優先的にあつせんを考慮させていただきます。（府広報課）

投書についてお願い

せつかくご投書いただいても、住所氏名がわからないために、調査できず、またご回答もできず要望に添えない場合があります。市へのご意見やご要望は、なるべく住所氏名をはつきり書いて、広報課公聴係あてお出し下さい。

八尾市水道事業給水条例

第四章　料金及び手数料

（料金の納付義務）

第二十四条　料金は、使用者又は総代人から徴収する。

2　共用給水装置の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負担するものとする。

（料金）

第二十五条　料金は、一月について下表のとおりである。

一　専用給水装置

用途	基本水量	基本料金	超過料金（一立方メートル）
家事用	八立方メートル	百五十円	二十円
官公署、学校病院等用	十六立方メートル	三百円	二十円
会社、工場営業用	八立方メートル	百六十円	二十一円
浴場営業用	二百立方メートル	二千八百円	十六円
プール用	八百立方メートル	一万二千円	十五円
臨時用	一立方メートル	三十円	三十円

二　共用給水装置　一戸について

用途	基本水量	基本料金	超過料金（一立方メートル）
家事用	四立方メートル	七十円	二十円

三　メーター料

口径十六ミリメートル以下	二十五円
同　二十ミリメートル	五十円
同　二十五ミリメートル	七十五円
同　四十ミリメートル	三百円
同　五十ミリメートル	四百五十円
同　七十五ミリメートル	七百五十円
同　百ミリメートル以上	一千円

2　前項第一号及び第二号の用途の適用基準については管理者が別に定める。

3　私設消火せんを公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は消火せん一個一回について五百円とし、一回の使用時間は五分以内とする。ただし、メーターを設置している場合はこの限りでない。

4　市外に分水するときの料金は第一項第一号及び第二号の料金の十分の三を増徴する。

（特別な場合における料金の算定）

第二十六条　料金算定の基準となる月の中途で使用を開始し、中止し、もしくは廃止し、又は給水を停止したときの料金は、次のとおりとする。

一　使用日数十五日以内で水量が基本水量の二分の一に満たないときは、前条第一項第一号及び第二号の基本料金の二分の一とし、メーター料については、同条同項第三号の金額の二分の一とする。

二　使用日数が十五日以内で水量が基本水量の二分の一を超えるときは一月とみなして算定する。

2　月の中途において、その用途に、又はメーターの口径に変更があつたときの料金は、その使用日数の多い方によつて徴収する。ただし、使用日数が等しいときは、新しい方による。

（水量の認定）

第二十七条　管理者は次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定し又はその用途の適用基準を定める。

一　メーターに異状があつたとき
二　一の専用給水装置を二以上の用途に使用するとき
三　その他使用水量が不明のとき

（共用給水装置の水量の認定）

第二十八条　共用給水装置及び第二十一条第三項の給水装置の水量は各戸均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは各戸の水量を認定することができる。

（用途その他の認定）

第二十九条　用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは管理者がこれを認定する。

（料金の算定及び徴収）

第三十条　料金は毎月これを算定し、徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを二月以上一括して行うことができる。この場合の水量は、毎月均等とみなす。

2　使用を中止し、もしくは廃止し、又は給水を停止したときは、その都度料金を算定し徴収する。

（納付後の料金の増減）

第三十一条　料金納付後その額に増減があつたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

（料金の前納）

第三十二条　臨時給水その他で管理者が必要と認めるときは、給水装置使用申込の際管理者が定める料金概算額を前納させることができる。

2　前項の料金は、使用中止又は廃止の届出があつたときに精算し、過不足があるときは還付又は追徴する。

（手数料）

第三十三条　手数料は次のとおりとし、請求者の負担とする。ただし、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。

一　材料検査手数料

❶鉛管は延長十メートルにつき二十円以下、十メートル以上一メートル増す毎に二円以下を加算する。
❷各種栓類一個につき二十円以下
❹鉄管及び鋳鉄管並びに弁類十メートルにつき四十円以下、十メートル以上一メートル増す毎に四円以下を加算する。
❺異型管一個につき二十円以下
❻各種弁類一個につき四十円以下

二　設計手数料

給水管の最大口径三十ミリメートル未満一件について　百円
七十五ミリメートル未満一件について　二百円
七十五ミリメートル以上一件について　三百円

ただし、給水管の口径十三ミリメートルで口金一せんのみを追加する場合の工事については徴収しない。

三　設計審査手数料

給水管の最大口径三十ミリメートル未満一件について　百円
七十五ミリメートル未満一件について　二百円
七十五ミリメートル以上一件について　三百円

ただし、給水管の口径十三ミリメートルで口金一せんのみを追加する場合の工事については徴収しない。

四　しゆん工検査手数料

給水管の最大口径三十ミリメートル未満一件について　百円
七十五ミリメートル未満一件について　二百円
七十五ミリメートル以上一件について　三百円

ただし、給水管の口径十三ミリメートルで口金一せんのみを追加する場合の工事については徴収しない。[illegible]

五　責任技術者、技能者試験手数料

❶責任技術者試験一回について　千円
❷技能者試験一回について　八百円

六　登録手数料

❶公認業者一件について　三百円
❷責任技術者及び技能者一件について　百円

七　証書交付手数料

一件について　百円

2　前項の手数料は、申請のときに納付しなければならない。

3　既納の手数料は還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

（料金の減免）

第三十四条　[illegible]第十九条の規定により給水の制限又は停止をしたときは[illegible]

第三十五条　管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減免することができる。

第五章　雑則

（検査及び費用負担）

第三十六条　管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、使用者又は所有者に対し、適当な措置を指示することができる。

2　使用者又は所有者が前項の処置をしないときは、管理者がその処置をすることができる。

3　前項の処置に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。

（過料）

第三十七条　次の各号の一に該当する者に対しては二千円以下の過料を科する。

[illegible]

六　この条例又はこの条例に基く規程もしくは指示に違反した者

（停水処分）

第三十八条　管理者は料金、工事費その他の費用を指定期限内に納付しない者に対しては、給水を停止することができる。[illegible]

（詐欺等に対する過料）

第三十九条　詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

（給水管の切断）

第四十条　管理者は、次の各号の一に該当する場合で、管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

一　給水装置所有者が[illegible]
二　給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込がないと認めるとき

（委任）

第四十一条　この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、口径十三ミリメートル以下のメーターについては、その料金は[illegible]

3　八尾市水道使用条例（昭和二十三年条例第三号）は廃止する。

4　この条例施行の際、八尾市水道使用条例により施行されたものは、この条例により施行したものとみなす。

明るく正しい政治は、明るく正しい選挙から

基本選挙人名簿縦覧

11月5日から19日まで

皆さんのご協力によつて、昭和三十三年九月十五日現在で調製しました基本選挙人名簿ができました。

皆さんの氏名がもれていたり、間違つていないかを確めるため、次の通り選挙管理委員会事務局（市役所新館四階）で名簿を皆さんに見ていただきます。

もれていたり間違つているときは、ぜひ期間内に申出て下さい。

一、期間　十一月五日から十一月十九日まで
一、時間　午前八時三十分から午後五時まで
一、場所　選挙管理委員会事務局

なお詳しいことは当委員会にお問合せ下さい、電話でも結構です。

10日に講演と映画会

公明選挙強調期間

11月5日－20日

住みよい国、明るい郷土、楽しい生活を築くためには、よい政治が必要です。よい政治が行われるには政治を行う人に立派なよい人を選ぶことです。

それには明るく正しい選挙によつて選挙人が選び出すことが根本です。選挙が民主政治の根幹であるといわれている理由もここにあります。

こんど中央では、特に選挙人の政治意識をたかめ、公明選挙の趣旨を理解していただくため11月5日から20日まで、「公明選挙強調期間」を設けて各種の行事が行なわれる予定です。当市でもこの期間つぎのような行事を行いますので、皆さまのご協力をお願いします。

1、政治常識の向上を図る講演会
2、小、中学校生から公明選挙作文募集。
3、大懸垂幕掲示。
4、映画館で啓発スライド上映。
5、広報自動車による街頭放送。

講演と映画の会

一、日時　十一月十日（月）午後一時から
二、場所　市民ホール
三、演題「権威と批判政治」
四、講師　朝日新聞社論説委員竹中一雄氏
五、映画　松竹映画「気違い部落」ほか

公明選挙
きれいな選挙でよい政治

きれいな選挙でよい政治

府音楽団も参加

多彩な総合文化祭

古代文化展を皮切りとして、文化の日を中心に行われている多彩な催は、多くの市民の方々からのご協力をいただき、一層有意義なものになつています。前号で催物のお知らせをしましたが、大阪府音楽団による特別演奏会の追加もありますので、五日以降の日程を改めてお知らせすることにします。

○展覧会

科学展　十一月七日～十日
菊花展　十一月一日～十五日
絵画展　十一月九日～十五日
書道展　十一月十六日～二十三日

ACC交響楽団の演奏

○児童文化祭

とき　十一月九日（日）午前九時と午後一時の二回公演
ところ　市民ホール
プログラム　歌唱指導、人形劇、リズムバンド、おはなし、映画浮かれヴァイオリン、夢見童子（天然色）

○府音楽団特別演奏会

とき　十一月二十一日午後六時
ところ　市民ホール
演奏　大阪府音楽団　指揮　南島　栄
予定曲目　❶行進曲　❷序曲　❸円舞曲　❹描写曲　❺舞曲　❻邦楽　❼接続曲（童謡愛唱歌集、日本民謡集、歌謡曲集）　❽モダンミュージック　❾八尾市歌

○演劇の夕

とき　十一月二十三日　午後六時三十分
ところ　市民ホール
プログラム　菅谷俊一原作〝綾瀬川〟一幕四場　八尾市民演劇サークル出演

○8ミリ映画コンクール

とき　十一月二十三日午後二時
ところ　市立公民館
出品規定　❶応募資格市民または在勤者　❷題材自由（自作品に限る）　❸点数三点以内　❹解説を付けること　❺申込締切十一月二十日

○民謡踊りの会

とき　十一月二十三日午前十時から午後五時まで
ところ　市立山本球場

教育委員会が主催で「大阪まつり」など民謡踊り大会を行いますから、皆さんの多数の参加をお待ちしています。

監査公表

この監査公表は地方自治法第百九十九条第八項の規定により公表するものであります。（係

市立診療所　（1）

今回は診療所勤務の医師の往診に対する手当支給についてまた変更された現行の支給方法が適正なものかどうかを検討するために四つの診療所の実状を調査し併せて事務監査を行つた。

概　要

本市の診療所は当初西郡地区のトラホーム根絶を期して、昭和二十七年十一月同地区に設置されたのが始めであり、その後隣接町村合併によつて、国民健康保険直営診療所として南高安診療所が、更に高安地区にも新しく国民健康保険施設として開設を見、三十二年七月一日には大正地区にも新しく診療所の開設を見た。

しかし、同じ公営企業であるが、南高安、高安は国民健康保険を行つている関係からこれを特別会計とし、西郡、大正は一般会計で処理している。このため医師の往診についても取扱上統一を欠いていたようで、同じ取扱いとなつたのは、昨年十一月以降の事である。元来往診は山間部の高安、南高安地区で重要とされていたが、西郡、大正では土地平坦で区域も狭く、交通の便もよく、特に西郡地区では、私設の平和診療所もあり往診は極めて少ない。大正地区は、設置後日が浅いが高安、南高安では非常に往診の件数が多い。従つてこれに対する手当も相当額に昇ることは止むを得ないが、医師が手当を重要視して努めてその手当を稼ぐというような事になつては、事重大である。たとえにも「医は仁術なり」といわれているのだから、手当の有無に拘らず患者の願いをかなえてやつてほしいものである。

本市診療所の医師の場合はどうであつたかを検討してみた。即ち往診件数は三十一年度では、南高安一、九三九件で、高安は二、一五九件であるのに比し三十二年度では南高安一、七一一件、高安二、六九三件と何れも減少している。これは往診を必要とする重患者の減を示すもので、診療所設置による医療効果が現われたものと思われる。

一方、医師の往診手当についてこれを時間内往診と時間外往診とに区分した場合、南高安では一カ月平均の内訳、三十一年度は時間内一三八件、時間外二四件に比し、三十二年度は時間内八九件、時間外五四件となり、高安では三十一年度時間内二〇九件、時間外六一件が三十二年度では、時間内一四七件、時間外七七件と何れも逆になつている。更にこれを手当の改正された昨年の十月までと十一月以降とを比較するとその差が一層甚だしくなつてくる。即ち南高安では十月までの一カ月平均時間内二一〇件、時間外七七件に比し十一月以降では時間内五九件、時間外七七件となつて著しく逆行の形が現われている。このように一件当りの単価の定め方によつて往診の状況が変つているのは、医師が自己の収入を第一とし、患者のためを第二として往診を行つていることは明らかで誠に遺憾である。然しこうした結果の生れた原因は往診手当そのものの定め方が悪いのであつて、これは人間として最も弱い欠点をさらけ出したものと思われる。

診療所に勤務する医師は病院と異り往診に応じなければならない特別な勤務があるのだから、これには特殊勤務として市条例にするべきである。本年四月からは、その基準を改正し、一カ月定額五、〇〇〇円とし、別に時間外のものに一件一〇点（一二五円）を支給するようにしているがこれも誤りである。時間内或は時間外等区別せず、その基準は地域性、地区人口、世帯数或は国保の組合員数等を勘案して定めるべきである。早急に改正されるよう要望する。

防火図画入選決る

応募総数一〇六六点

消防署では、全国火災予防運動行事の一環として市内各高、中、小学校の生徒児童から図画を募集していましたが、一〇六六点の応募があり、市教育委員会、消防署、火災予防協会の各審査員の厳正な審査の結果、つぎの通り入選者が決りました。

▽**高校の部**＝一位樋上幸子（山本）二位井上典子、小野淑子（清友）三位西川紀代、福井和代（山本）小林万佐子（清友）佳作木田美紀子（山本）友永和子、朝平貴美代（八尾）

▽**中学校の部**＝一位久田恵士（八尾）二位三浦睦子（八尾）杉山厳（成法）三位奥喜博、武田光明（八尾）高橋真子（曙川）佳作磯上久美子、森川義彦（八尾）重岡利治（高安）加藤智子（大正）

△**小学校の部**＝一位中山里美（中高安）二位川崎絹子（用和）早川博海（南高安）三位岩本信二（中高安）岡野広子（用和）大野鈴江佳作重岡公子、稲田洋子、野間月子、西沢伸一（中高安）橋内美恵（大正）岩井晴美、岩井治久（用和）小田昭子、山崎孝一、沢田陽子、田端信由（西郡）上村昭子、片山孝雄、山崎信昭、小森茂明、吉永勝、笹田容子、井上崇（竹渕）山下ゆり子（南山本）

八尾の生いたちを解説

市史（A5版四二〇頁）発刊

当市発展の歴史を、わかりやすく解説した「八尾市史」が、市制十周年の文化の日を記念して刊行しました。

これは昭和二十九年に市史編さん委員として、山下信太郎（教育長、元八尾高校長）沢井浩三（八尾高教諭）西岡三四郎（郷土史研究家）の三氏を委嘱、編さんに着手したものです。調査を始めてから発刊までの間には、三野郷の一部と南高安、高安、曙川の四カ町村の合併があり、その都度調査区域が拡がり、調査対象も多くなりました。

一方当市に関係のある古文書などの史料の研究や、出土品とその出土地の調査は、委員のご努力と多数の方々のご協力によつて順調に進み、このたび刊行することができました。

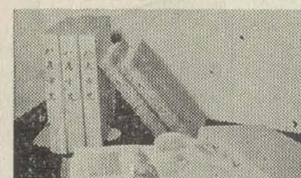

刊行された八尾市史

市史は、A5版で四二〇頁、巻頭に市内の出土品、古文書、史跡、施設などの代表的なものを掲載し、本文は原始時代、古代の八尾、中世、近世、近代の八尾、市制施行後の八尾の六章からなつていて、本文中には百余りの写真版凸版などを入れ、当市発展の歴史を記述しています。また本のカバーには八尾木綿（蚊帳地）の原色刷を使つています。

サイレン吹鳴

11月26日から12月2日まで、秋の全国火災予防運動が行われ、巡行宣伝と消防訓練のため消防自動車のサイレンを吹鳴しますから火事と間違わないようお知らせします。

消防署

市民演劇サークル誕生

演劇愛好者の方々が、去る十月十二日公民館に集つて〝八尾市民演劇サークル〟を結成し、十一月二十三日の文化祭参加第一回公演として、菅谷俊一作「綾瀬川」（民話劇）を公演することに決定しました。現在の会員は三十五名で、第一回公演の練習にはげむ一方他の文化団体との親睦のためにと「日本舞踊の会」を始め、いろいろの催物に協力されています。

なお入会ご希望の方は公民館または内藤俊夫氏（西郷二一）までお申込み下さい。

お米屋を変えたい方へ

現在配給を受けているお米屋を変えたい方は、今月十日、十一、十二日の三日間、市役所で「登録変更届」をして下さい。手続は今までの配給代金を全部すませてから、米穀購入通帳と印鑑をもつて本人が直接届出にきて下さい。

お米屋を変更する希望のない方は、そのままで何も手続はいりません。変更届がすみますと十二月からお米屋が変ります。なお変更手続は他人に委任することはできません。そのほかくわしいことは市役所戸籍課または各出張所でおたずね下さい。

求人案内

布施公共職業安定所ではつぎの通り人を求めています。ご希望の方は安定所までおいで下さい。

小型四輪運転手　経験三年程度、高卒二十五才まで、配達と営業の補助できること月一万円支給

ミーリング工　経験四年以上中卒二十五才まで月一万円以上支給

外交員　経験二年程度、高卒以上三十才まで印刷関係外交と刷子の外交各々一名、月一万円以上支給

製綿単労　経験不要、中卒二十才まで通勤、住込自由、日給二百五十円支給

電器組立工　経験不要、中卒十八才までの男女、昼食付月五千円支給

看護婦　経験二年以上、中卒三十才まで内科、外科の看護、住込月六千円支給

美容師　経験五年以上中卒二十六才まで通、住込自由月八千円支給

女子素人工　経験不要、中卒三十才まで日給二百円から二百五十円を支給。以上いずれも交通費は支給されます。

養老院への寄付

つぎの方々から養老院へ、心からの贈物をいただきました。紙面に掲載し、厚くお礼申上げます。

キャラメル　東郷　井上セキ
歯ブラシ　八尾歯刷子組合
中古衣類　安中　瀬川正三
花束　安中日本基督教団八尾教会
暁の星人形、童師人形　木戸小池年子
飴　八尾市役所内運転手一同
襖形額、板額、掛軸　成法中学校　美術部
すし、菓子　久宝寺　山村楽珠
厚揚　植松　村上豆腐店
折鶴一千羽　四天王寺高校生某氏
西瓜　植松　浦野武雄
チーズ　東京都　日本国際基督教奉洗仕団
氷砂糖、塩昆布　八尾地区　某氏
西瓜、雑布　竜華婦人会
菓子、飴　安中　宮川憲一郎
菓子　安中住宅　杉山義瑛
二百円　布施市菱屋東五八七　中嶋徳太郎
一千円　山本二七八　安藤登志子
二千円　植松四区　田中誠三郎
二千円　木ノ本　播本徳松
二千円、菓子四十五人分、衣類四点、石鹸四十個、タオル三十一本　河内市英田婦人会
二千円、煙草しんせい二十個　安中なかよし会
うちわ五十三本　植松　島田商店
花束二束　柏原中学三年　佐々木直子
西瓜八個　商工課長　私市八三郎
西瓜六個　八尾表町　中村三省
畳上敷中古二十枚　山本　貴志
菓子四十五人分　志紀住宅子供会
花束二束　柏原中学三年　佐々木直子、倉田隆子
菓子四十五人分
トリスジュース一本　弓削　美都光子
アイスクリーム五十五個　植松第四区　大西兼継
一人当り五十円と、ちり紙キャラメル四十四人分衣類十三点　用和婦人会
雑菓子四十四人分　大阪大学医学部　宮本巍外四名
キャラメル白五十個うちわは五十本　頭証寺　石田善硯
雑菓子五十二袋　金光教八尾婦人会
キャラメル五十個　竹渕三九五　山野啓太郎
饅頭二個入五十一箱　八尾婦人会
菓子四十四人分　田井中四三九　川内収太郎
飴四十四人分　志紀住宅二八八　西川流五十鈴会社中

公明選挙の作文募集

住みよい国、明るいまち、そして楽しい生活を築くには、よい政治が必要です。よい政治をするためには立派なよい人を選挙しなければなりません。

いつどんな選挙が行われても、みんなの力で正しく明るい選挙にしたいものです。

そこで市内の児童、生徒の皆さんから「公明選挙作文」を次の要領で募集することになりました。

先生や、お父さん、お母さんたちに、生活と政治のつながりや政治と選挙のつながり、公明選挙のことなどよくきいて書いて下さい。

作文の内容　公明選挙の大切なことを現わしたもの

応募資格　市内の小、中学校に在学中または、市内に住んでいる小、中学校生徒児童

提出先と締切　十一月二十日までに市内の各小、中学校または選挙管理委員会事務局

枚数の制限　四百字詰原稿用紙三枚以内

審　査　選挙管理委員会委員、教育長、選挙管理委員会委嘱の審査員で構成する審査委員会で審査します。

入選発表　時報に入選者の氏名を発表すると共に入選者に直接通知します入選作文は逐次時報に発表します。

賞　状　選挙管理委員会委員長賞（賞状、賞品）

一等　小、中学校　各一名
二等　小学児童三、中学生二名
三等　小学児童四、中学生一名

ほかに佳作若干名に賞状（選挙管理委員会賞）並に賞品を贈ります。

応募される方は、必ず学校名、学年、氏名（ふりがな）住所を作文の末尾にかいて下さい。なお、応募作文の原稿はお返ししません。また入選作文中適当なものは、随時啓発資料として利用します。